

国内金融機関が海外で発行するE T N（指標連動証券）の上場制度等の
整備に伴う業務規程等の一部改正新旧対照表

目 次

	(ページ)
1. 業務規程の一部改正新旧対照表	1
2. 有価証券上場規程の一部改正新旧対照表	5
3. 特定取引所金融商品市場に関する業務規程及び受託契約準則の特例の一部改正新旧対照表	9
4. 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表	11
5. 業務規程施行規則の一部改正新旧対照表	12
6. 外国株券の売買単位に関する規則の一部改正新旧対照表	14
7. 取引の信義則に関する規則の一部改正新旧対照表	15
8. 有価証券上場規程施行規則の一部改正新旧対照表	16

業務規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(売買立会の区分及び売買立会時)</p> <p>第2条 当取引所の売買立会は、午前立会及び午後立会に分ち、各売買立会時は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 株券(新株予約権証券、出資証券(法第2条第1項第6号に掲げる有価証券をいう。以下同じ。))、優先出資証券(協同組織金融機関の発行する優先出資証券をいう。以下同じ。))、投資信託受益証券(投資信託の受益証券をいう。以下同じ。))、外国投資信託受益証券(外国投資信託の受益証券をいう。以下同じ。))、投資証券、新投資口予約権証券、外国投資証券、外国株預託証券(外国法人の発行する株券に係る権利を表示する預託証券をいう。以下同じ。))、受益証券発行信託の受益証券(内国商品信託受益証券(特定の商品(商品先物取引法(昭和25年法律第239号)第2条第1項に規定する商品をいう。))の価格に連動することを目的として、主として当該特定の商品をその信託財産とする受益証券発行信託の受益証券をいう。以下同じ。))又は外国証券信託受益証券(受益証券発行信託の受益証券のうち、外国法人の発行する株券、<u>ETN(内国法人が外国で発行する有価証券のうち法第2条第1項第5号に掲げる有価証券又は外国法人が外国で発行する有価証券のうち同項第5号に掲げる有価証券の性質を有するものであって、当該有価証券の償還価額が特定の指標(金融商品市場における相場その他の指標をいう。以下同じ。))に連動することを目的とするものをいう。以</u></p>	<p>(売買立会の区分及び売買立会時)</p> <p>第2条 当取引所の売買立会は、午前立会及び午後立会に分ち、各売買立会時は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 株券(新株予約権証券、出資証券(法第2条第1項第6号に掲げる有価証券をいう。以下同じ。))、優先出資証券(協同組織金融機関の発行する優先出資証券をいう。以下同じ。))、投資信託受益証券(投資信託の受益証券をいう。以下同じ。))、外国投資信託受益証券(外国投資信託の受益証券をいう。以下同じ。))、投資証券、新投資口予約権証券、外国投資証券、外国株預託証券(外国法人の発行する株券に係る権利を表示する預託証券をいう。以下同じ。))、受益証券発行信託の受益証券(内国商品信託受益証券(特定の商品(商品先物取引法(昭和25年法律第239号)第2条第1項に規定する商品をいう。))の価格に連動することを目的として、主として当該特定の商品をその信託財産とする受益証券発行信託の受益証券をいう。以下同じ。))又は外国証券信託受益証券(受益証券発行信託の受益証券のうち、外国法人の発行する株券、<u>外国指標連動証券(外国法人が外国で発行する有価証券のうち法第2条第1項第5号に掲げる有価証券の性質を有するものであって、当該有価証券の償還価額が特定の指標(金融商品市場における相場その他の指標をいう。以下同じ。))に連動することを目的とするものをいう。以下同じ。))、外国投資信託受益証券、外国投資証券又は外国受</u></p>

下同じ。)、外国投資信託受益証券、外国投資証券又は外国受益証券発行信託の受益証券(外国法人の発行する証券又は証書で受益証券発行信託の受益証券の性質を有するものをいう。以下同じ。)を信託財産とするものをいう。以下同じ。)に限る。以下同じ。)及び外国受益証券発行信託の受益証券を含む。第9条第1項、第66条(第14号を除く。)及び第67条を除き以下同じ。)(次号に掲げるものを除く。)

午前立会は、午前9時から11時30分までとし、午後立会は、午後0時30分から3時までとする。

(2)～(4) (略)

2 (略)

(売買の種類)

第9条 売買立会による売買の種類は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定める取引とする。

(1)～(1)の3 (略)

(2) 外国法人の発行する株券(外国法人の発行する新株予約権証券並びに外国株預託証券、外国証券信託受益証券(内国法人の発行するETNを信託財産とするものを除く。))及び外国受益証券発行信託の受益証券を含む。)

a・b (略)

(3)・(3)の2 (略)

(4) 指標連動型投資信託受益証券(投資信託財産の一口あたりの純資産額の変動率を特定の指標の変動率に一致させるよう運用する投資信託の受益証券をいう。以下同じ。)、外国投資信託受益証券、外国投資証券、外国証券信託受益証券(内国法人の発行するET

益証券発行信託の受益証券(外国法人の発行する証券又は証書で受益証券発行信託の受益証券の性質を有するものをいう。以下同じ。)を信託財産とするものをいう。以下同じ。)に限る。以下同じ。)及び外国受益証券発行信託の受益証券を含む。第9条第1項、第66条(第14号を除く。)及び第67条を除き以下同じ。)(次号に掲げるものを除く。)

午前立会は、午前9時から11時30分までとし、午後立会は、午後0時30分から3時までとする。

(2)～(4) (略)

2 (略)

(売買の種類)

第9条 売買立会による売買の種類は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定める取引とする。

(1)～(1)の3 (略)

(2) 外国法人の発行する株券(外国法人の発行する新株予約権証券並びに外国株預託証券、外国証券信託受益証券及び外国受益証券発行信託の受益証券を含む。第15条において同じ。)

a・b (略)

(3)・(3)の2 (略)

(4) 指標連動型投資信託受益証券(投資信託財産の一口あたりの純資産額の変動率を特定の指標の変動率に一致させるよう運用する投資信託の受益証券をいう。以下同じ。)、外国投資信託受益証券、外国投資証券及び内国商品信託受益証券

Nを信託財産とするものに限る。）及び内国商品信託受益証券

a・b (略)

(5) (略)

2～7 (略)

(売買単位)

第15条 売買単位は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1) 株券（出資証券、優先出資証券、投資信託受益証券、外国投資信託受益証券、投資証券、新投資口予約権証券、外国投資証券、外国株預託証券、受益証券発行信託の受益証券及び外国受益証券発行信託の受益証券を除く。）

a (略)

b 外国法人の発行する株券及び外国法人の発行する新株予約権証券は、時価を基準として当取引所が定める規則により、1,000株、500株、100株、50株、10株又は1株とする。

(1)の2～(6) (略)

(空売り価格規制の基準価格)

第16条 取引規制府令第12条第5項の規定により当取引所が定める価格（以下「基準価格」という。）は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 外国株券(外国法人の発行する株券(外国法人の発行する新株予約権証券並びに外国株預託証券、外国証券信託受益証券及び外国受益証券発行信託の受益証券を含む。))、外

a・b (略)

(5) (略)

2～7 (略)

(売買単位)

第15条 売買単位は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1) 株券（出資証券、優先出資証券、投資信託受益証券、外国投資信託受益証券、投資証券、新投資口予約権証券、外国投資証券、外国株預託証券、受益証券発行信託の受益証券及び外国受益証券発行信託の受益証券を除く。）

a (略)

b 外国株券(外国法人の発行する株券、外国投資信託受益証券及び外国投資証券をいう。以下同じ。))は、時価を基準として当取引所が定める規則により、1,000株、500株、100株、50株、10株又は1株とする。

(1)の2～(6) (略)

(空売り価格規制の基準価格)

第16条 取引規制府令第12条第5項の規定により当取引所が定める価格（以下「基準価格」という。）は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 外国株券

国投資信託受益証券及び外国投資証券をいう。以下同じ。)

a 重複上場外国銘柄（外国の金融商品取引所又は組織された店頭市場（以下「外国金融商品取引所等」という。）において上場又は継続的に取引されている外国株券、その権利が表示される外国株預託証券が外国金融商品取引所等において上場又は継続的に取引されている外国株券、表示する権利に係る外国株券が外国金融商品取引所等において上場又は継続的に取引されている外国株預託証券及び信託財産である外国株券若しくは当該外国株券に係る権利を表示する外国株預託証券又は信託財産である ETN が外国金融商品取引所等において上場又は継続的に取引されている受益証券発行信託の受益証券をいう。）

(a) ・ (b) (略)

b (略)

(3) ～ (5) (略)

2 ～ 4 (略)

付 則

この改正規定は、令和元年12月13日から施行する。

a 重複上場外国銘柄（外国の金融商品取引所又は組織された店頭市場（以下「外国金融商品取引所等」という。）において上場又は継続的に取引されている外国株券、その権利が表示される外国株預託証券が外国金融商品取引所等において上場又は継続的に取引されている外国株券、表示する権利に係る外国株券が外国金融商品取引所等において上場又は継続的に取引されている外国株券、表示する権利に係る外国株券が外国金融商品取引所等において上場又は継続的に取引されている外国株預託証券及び信託財産である外国株券若しくは当該外国株券に係る権利を表示する外国株預託証券又は信託財産である 外国指標連動証券 が外国金融商品取引所等において上場又は継続的に取引されている受益証券発行信託の受益証券をいう。）

(a) ・ (b) (略)

b (略)

(3) ～ (5) (略)

2 ～ 4 (略)

有価証券上場規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(1)の2 E T N 外国で発行された<u>法第2条第1項第5号</u>に掲げる有価証券又は同項第<u>17号</u>に掲げる有価証券のうち同項第5号の社債券の性質を有するものであって、当該有価証券の償還価額が特定の指標（金融商品市場における相場その他の指標をいう。以下同じ。）に連動することを目的とするものをいう。</p> <p>(1)の3～(96) (略)</p> <p>(上場審査基準)</p> <p>第945条 E T N信託受益証券の上場審査については、次の各号に掲げる基準によるものとする。この場合における当該各号の取扱いは施行規則（第3号bの審査に関して必要な事項については、上場審査等に関するガイドライン）で定める。</p> <p>(1) 新規上場申請に係るE T N信託受益証券の発行者が次のaからeまでに適合していること（保証者が存在する場合は、保証者が次のaからeまでに適合し、かつ、当該発行者がcからeまでに適合していること。この場合において、b中「新規上場申請に係るE T N信託受益証券の発行者」とあるのは「新規上場申請に係るE T N信託受益証券の発行者又は保証者」と読み替える。）</p> <p>a・b (略)</p> <p>c 最近（「最近」の計算は、新規上場申請</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(1)の2 E T N 外国で発行された<u>法第2条第1項第17号</u>に掲げる有価証券のうち同項第5号の社債券の性質を有するものであって、当該有価証券の償還価額が特定の指標（金融商品市場における相場その他の指標をいう。以下同じ。）に連動することを目的とするものをいう。</p> <p>(1)の3～(96) (略)</p> <p>(上場審査基準)</p> <p>第945条 E T N信託受益証券の上場審査については、次の各号に掲げる基準によるものとする。この場合における当該各号の取扱いは施行規則（第3号bの審査に関して必要な事項については、上場審査等に関するガイドライン）で定める。</p> <p>(1) 新規上場申請に係るE T N信託受益証券の発行者が次のaからeまでに適合していること（保証者が存在する場合は、保証者が次のaからeまでに適合し、かつ、当該発行者がcからeまでに適合していること。この場合において、b中「新規上場申請に係るE T N信託受益証券の発行者」とあるのは「新規上場申請に係るE T N信託受益証券の発行者又は保証者」と読み替える。）</p> <p>a・b (略)</p> <p>c 最近（「最近」の計算は、新規上場申請</p>

日の直前事業年度の末日を起算日としてさかのぼる。以下この章において同じ。) 2年間に終了する各事業年度若しくは各連結会計年度の財務諸表等又は各事業年度における中間会計期間若しくは各連結会計年度における中間連結会計期間の中間財務諸表等(四半期財務諸表提出会社又は四半期連結財務諸表提出会社である場合にあっては、四半期財務諸表等。以下この章において同じ。)が記載又は参照される有価証券報告書等に虚偽記載を行っていないこと。ただし、施行規則で定める場合は、この限りでない。

d・e (略)

(2) (略)

(3) 新規上場申請銘柄が、次のaからkまでに適合していること。

a～f (略)

g 新規上場申請銘柄に係る受託有価証券であるETNが外国金融商品取引所等において上場若しくは継続的に取引されていること又はその見込みがあること(保証者が存在しない場合において発行者が外国の者以外であるとき又は保証者が外国の者以外であるときを除く。)

h 新規上場申請銘柄に係る受託有価証券であるETNの発行のための法律が整備されていること及び当該新規上場申請に係るETN信託受益証券の発行者(保証者が存在する場合は、保証者)を監督する行政庁が存在すること(保証者が存在しない場合において発行者が外国の者以外であるとき又は保証者が外国の者以外であるときを除く。)

i～k (略)

(略)

日の直前事業年度の末日を起算日としてさかのぼる。以下この章において同じ。) 2年間に終了する各事業年度若しくは各連結会計年度の財務諸表等又は各事業年度における中間会計期間若しくは各連結会計年度における中間連結会計期間の中間財務諸表等(四半期財務諸表提出会社又は四半期連結財務諸表提出会社である場合にあっては、四半期財務諸表等。以下この章において同じ。)が記載又は参照される有価証券報告書等に虚偽記載を行っていないこと。

d・e (略)

(2) (略)

(3) 新規上場申請銘柄が、次のaからkまでに適合していること。

a～f (略)

g 新規上場申請銘柄に係る受託有価証券であるETNが外国金融商品取引所等において上場若しくは継続的に取引されていること又はその見込みがあること(保証者が外国の者以外である場合は除く。)

h 新規上場申請銘柄に係る受託有価証券であるETNの発行のための法律が整備されていること及び当該新規上場申請に係るETN信託受益証券の発行者(保証者が存在する場合は、保証者(保証者が外国の者以外である場合は除く。))を監督する行政庁が存在すること。

i～k (略)

(略)

(発行者の代理人等の選定)

第950条 上場E T N信託受益証券の発行者
(外国の者以外である者及び上場会社を除く。)は、施行規則で定めるところにより、本邦内に住所又は居所を有する者であつて、当取引所との関係において一切の行為につき当該上場E T N信託受益証券の発行者を代理又は代表する権限を有する者を選定するものとする。

(上場廃止基準)

第951条 上場E T N信託受益証券は、次の各号のいずれかに該当する場合に、その上場を廃止する。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。

(1) ・ (2) (略)

(3) 上場E T N信託受益証券が、次のaからjまでのいずれかに該当する場合

a ~ f (略)

g 当該上場E T N信託受益証券に係る受託有価証券であるE T Nが上場若しくは継続的に取引される全ての外国金融商品取引所等において当該上場E T N信託受益証券等の上場廃止が決定された場合又は外国金融商品取引所等における当該上場E T N信託受益証券等の相場を即時に入手することができない状態となったと当取引所が認めた場合 (保証者が存在しない場合において発行者が外国の者以外であるとき又は保証者が外国の者以外であるときを除く。)。ただし、当該上場E T N信託受益証券に係る受託有価証券であるE T Nの外国金融商品取引所等における上場廃止の理由等又は当取引所における流通の状況その他の事由を

(発行者の代理人等の選定)

第950条 上場E T N信託受益証券の発行者
(上場会社を除く。)は、施行規則で定めるところにより、本邦内に住所又は居所を有する者であつて、当取引所との関係において一切の行為につき当該上場E T N信託受益証券の発行者を代理又は代表する権限を有する者を選定するものとする。

(上場廃止基準)

第951条 上場E T N信託受益証券は、次の各号のいずれかに該当する場合に、その上場を廃止する。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。

(1) ・ (2) (略)

(3) 上場E T N信託受益証券が、次のaからjまでのいずれかに該当する場合

a ~ f (略)

g 当該上場E T N信託受益証券に係る受託有価証券であるE T Nが上場若しくは継続的に取引される全ての外国金融商品取引所等において当該上場E T N信託受益証券等の上場廃止が決定された場合又は外国金融商品取引所等における当該上場E T N信託受益証券等の相場を即時に入手することができない状態となったと当取引所が認めた場合 (保証者が外国の者以外である場合は除く。)。ただし、当該上場E T N信託受益証券に係る受託有価証券であるE T Nの外国金融商品取引所等における上場廃止の理由等又は当取引所における流通の状況その他の事由を勘案して、上場を廃止することが適当でないとき認められるときは、この

<p>勘案して、上場を廃止することが適切でない と認められるときは、この限りでない。</p> <p>h～j (略)</p> <p>2 (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、令和元年12月13日から施行する。</p>	<p>限りでない。</p> <p>h～j (略)</p> <p>2 (略)</p>
--	---

特定取引所金融商品市場に関する業務規程及び受託契約準則の特例の一部改正新旧対
照表

新	旧
<p>(売買単位)</p> <p>第12条 売買単位は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 外国投資信託受益証券（法第2条第1項第10号に掲げる外国投資信託の受益証券をいう。以下同じ。）、外国投資証券（法第2条第1項第11号に掲げる有価証券のうち投資証券に類する証券をいう。以下同じ。）、外国証券信託受益証券（受益証券発行信託の受益証券のうち、外国法人の発行する株券、<u>E T N（内国法人が外国で発行する有価証券のうち法第2条第1項第5号に掲げる有価証券又は外国法人が外国で発行する有価証券のうち同項第5号に掲げる有価証券の性質を有するものであって、当該有価証券の償還価額が特定の指標（金融商品市場における相場その他の指標をいう。）に連動することを目的とするものをいう。）</u>、外国投資信託受益証券、外国投資証券又は外国受益証券発行信託の受益証券（法第2条第1項第17号に掲げる有価証券のうち、内国商品信託受益証券の性質を有するものをいう。以下同じ。）を信託財産とするものをいう。以下同じ。）及び外国受益証券発行信託の受益証券</p> <p>第1号の規定は、外国投資信託受益証券、外国投資証券、外国証券信託受益証券及び外国受益証券発行信託の受益証券について準用する。この場合において、「1, 000株」とあるのは「1, 000口」と、「500株」とあるのは「1, 000口」と、「500株」とあるのは「1, 000口」と、「500株」とあるのは「1, 000口」と、</p>	<p>(売買単位)</p> <p>第12条 売買単位は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 外国投資信託受益証券（法第2条第1項第10号に掲げる外国投資信託の受益証券をいう。以下同じ。）、外国投資証券（法第2条第1項第11号に掲げる有価証券のうち投資証券に類する証券をいう。以下同じ。）、外国証券信託受益証券（受益証券発行信託の受益証券のうち、外国法人の発行する株券、<u>外国指標連動証券（外国法人が外国で発行する有価証券のうち法第2条第1項第5号に掲げる有価証券の性質を有するものであって、当該有価証券の償還価額が特定の指標（金融商品市場における相場その他の指標をいう。）に連動することを目的とするものをいう。）</u>、外国投資信託受益証券、外国投資証券又は外国受益証券発行信託の受益証券（法第2条第1項第17号に掲げる有価証券のうち、内国商品信託受益証券の性質を有するものをいう。以下同じ。）を信託財産とするものをいう。以下同じ。）及び外国受益証券発行信託の受益証券</p> <p>第1号bの規定は、外国投資信託受益証券、外国投資証券、外国証券信託受益証券及び外国受益証券発行信託の受益証券について準用する。この場合において、「1, 000株」とあるのは「1, 000口」と、「500株」とあるのは「1, 000口」と、</p>

とあるのは「500口」と、「100株」とあるのは「100口」と、「50株」とあるのは「50口」と、「10株」とあるのは「10口」と、「1株」とあるのは「1口」と、それぞれ読み替えるものとする。

(4)・(5) (略)

付 則

この改正規定は、令和元年12月13日から施行する。

とあるのは「500口」と、「100株」とあるのは「100口」と、「50株」とあるのは「50口」と、「10株」とあるのは「10口」と、「1株」とあるのは「1口」と、それぞれ読み替えるものとする。

(4)・(5) (略)

特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(定義)</p> <p>第2条 この特例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 株券等 次のaからmまでに掲げる有価証券をいう。</p> <p>a～e (略)</p> <p>f E T N (外国で発行された<u>法第2条第1項第5号</u>に掲げる有価証券又は同項第17号に掲げる有価証券のうち同項第5号に掲げる社債券の性質を有するものであって、当該有価証券の償還価額が特定の指標(金融商品市場における相場その他の指標をいう。)に連動することを目的とするものをいう。)</p> <p>g～m (略)</p> <p>(4)～(48) (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、令和元年12月13日から施行する。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この特例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 株券等 次のaからmまでに掲げる有価証券をいう。</p> <p>a～e (略)</p> <p>f E T N (外国で発行された<u>法第2条第1項第17号</u>に掲げる有価証券のうち同項第5号に掲げる社債券の性質を有するものであって、当該有価証券の償還価額が特定の指標(金融商品市場における相場その他の指標をいう。)に連動することを目的とするものをいう。)</p> <p>g～m (略)</p> <p>(4)～(48) (略)</p>

業務規程施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(売買の取消し)</p> <p>第13条 規程第13条第1項の規定により行う売買の取消しは、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 過誤のある注文を発注した取引参加者は、過誤のある注文により次のaからcまでに定める数量又は金額を超える売買が成立し、当該売買の決済が極めて困難である場合には、規程第29条第5号の規定により売買が停止された時、T o S T N e T市場に関する業務規程及び受託契約準則の特例第19条第5号の規定によりT o S T N e T取引に係る売買が停止された時又は規程第77条の2の規定により当該過誤のある注文について公表された時のいずれか早い時から、原則として60分を経過するまでの間に限り、当取引所の定める様式により、売買の取消しの申請を行うことができる。</p> <p>a (略)</p> <p>b 外国株券</p> <p>(a) 重複上場外国銘柄(外国の金融商品取引所又は組織された店頭市場(以下「外国金融商品取引所等」という。))において上場又は継続的に取引されている外国株券、その権利が表示される外国株預託証券が外国金融商品取引所等において上場又は継続的に取引されている外国株券、表示する権利に係る外国株券が外国金融商品取引所等において上場又は継続的に取引されている外国株預託証券及び信託財産である外国株券若しくは当該外国株券に係る権利を表示する外国株預託証券又は信託財産であるE T Nが外国金融商品取</p>	<p>(売買の取消し)</p> <p>第13条 規程第13条第1項の規定により行う売買の取消しは、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 過誤のある注文を発注した取引参加者は、過誤のある注文により次のaからcまでに定める数量又は金額を超える売買が成立し、当該売買の決済が極めて困難である場合には、規程第29条第5号の規定により売買が停止された時、T o S T N e T市場に関する業務規程及び受託契約準則の特例第19条第5号の規定によりT o S T N e T取引に係る売買が停止された時又は規程第77条の2の規定により当該過誤のある注文について公表された時のいずれか早い時から、原則として60分を経過するまでの間に限り、当取引所の定める様式により、売買の取消しの申請を行うことができる。</p> <p>a (略)</p> <p>b 外国株券</p> <p>(a) 重複上場外国銘柄(外国の金融商品取引所又は組織された店頭市場(以下「外国金融商品取引所等」という。))において上場又は継続的に取引されている外国株券、その権利が表示される外国株預託証券が外国金融商品取引所等において上場又は継続的に取引されている外国株券、表示する権利に係る外国株券が外国金融商品取引所等において上場又は継続的に取引されている外国株預託証券及び信託財産である外国株券若しくは当該外国株券に係る権利を表示する外国株預託証券又は信託財産である外国指標連動証券が外国金融商品取引所</p>

引所等において上場又は継続的に取引されている受益証券発行信託の受益証券をいう。以下同じ。)

第22条第1項第2号aに定める数量

(b) (略)

c (略)

(2) (略)

2 (略)

等において上場又は継続的に取引されている受益証券発行信託の受益証券をいう。以下同じ。)

第22条第1項第2号aに定める数量

(b) (略)

c (略)

(2) (略)

2 (略)

付 則

この改正規定は、令和元年12月13日から施行する。

外国株券の売買単位に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(売買単位)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 外国投資信託受益証券、外国投資証券、受益証券発行信託の受益証券（<u>E T N</u>、外国投資信託受益証券、外国投資証券又は外国受益証券発行信託の受益証券を信託財産とするものに限る。）及び外国受益証券発行信託の受益証券（以下「外国投資信託受益証券等」という。）の売買単位は、次の各号に定める当該外国投資信託受益証券等の円換算価格の区分に従い、当該各号に定めるところによるものとする。ただし、当該外国投資信託受益証券等の発行者の本国における法制度等から、これによることが適当でないと当取引所が認めた場合は、当取引所がその都度定める単位によるものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、令和元年12月13日から施行する。</p>	<p>(売買単位)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 外国投資信託受益証券、外国投資証券、受益証券発行信託の受益証券（<u>外国指標連動証券</u>、外国投資信託受益証券、外国投資証券又は外国受益証券発行信託の受益証券を信託財産とするものに限る。）及び外国受益証券発行信託の受益証券（以下「外国投資信託受益証券等」という。）の売買単位は、次の各号に定める当該外国投資信託受益証券等の円換算価格の区分に従い、当該各号に定めるところによるものとする。ただし、当該外国投資信託受益証券等の発行者の本国における法制度等から、これによることが適当でないと当取引所が認めた場合は、当取引所がその都度定める単位によるものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>

取引の信義則に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 指数連動型投資信託受益証券等とは、投資信託受益証券（投資信託の受益証券をいう。）、外国投資信託受益証券（外国投資信託の受益証券をいう。以下この項において同じ。）、投資証券、外国投資証券、受益証券発行信託の受益証券（受益証券発行信託の受益証券のうち、<u>内国法人が外国で発行する証券若しくは証書のうち法第2条第1項第5号に掲げる有価証券</u>、外国法人が外国で発行する証券若しくは証書のうち<u>同項第5号に掲げる有価証券の性質を有するもの</u>、外国投資信託受益証券、外国投資証券又は外国受益証券発行信託の受益証券（外国法人の発行する証券又は証書で受益証券発行信託の受益証券の性質を有するものをいう。）を信託財産とするものをいう。）又は外国受益証券発行信託の受益証券であって、指数に連動することを目的とするものをいう。</p> <p>3～7 (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、令和元年12月13日から施行する。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 指数連動型投資信託受益証券等とは、投資信託受益証券（投資信託の受益証券をいう。）、外国投資信託受益証券（外国投資信託の受益証券をいう。以下この項において同じ。）、投資証券、外国投資証券、受益証券発行信託の受益証券（受益証券発行信託の受益証券のうち、<u>外国法人が外国で発行する証券若しくは証書のうち社債券の性質を有する有価証券</u>、外国投資信託受益証券、外国投資証券又は外国受益証券発行信託の受益証券（外国法人の発行する証券又は証書で受益証券発行信託の受益証券の性質を有するものをいう。）を信託財産とするものをいう。）又は外国受益証券発行信託の受益証券であって、指数に連動することを目的とするものをいう。</p> <p>3～7 (略)</p>

有価証券上場規程施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(上場審査基準の取扱い) 第939条 (略)</p>	<p>(上場審査基準の取扱い) 第939条 (略)</p>
<p>2 <u>規程第945条第1項第1号cに規定する施行規則で定める場合とは、次の各号に掲げる場合をいう。</u></p> <p>(1) <u>新規上場申請に係るETN信託受益証券の発行者が同号cに規定する有価証券報告書等を作成していない場合であって、当該有価証券報告書等に代わる書面をもって同号cの審査に準じた審査が可能であると当取引所が認めるとき</u></p> <p>(2) <u>その他当取引所が適当と認める場合</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>3 <u>規程第945条第1項第1号dに規定する施行規則で定める場合とは、次の各号に掲げる場合をいう。</u></p> <p>(1) <u>監査報告書(最近1年間に終了する事業年度又は連結会計年度の財務諸表等に添付されるものを除く。以下この項において同じ。)において、公認会計士等の「意見の表明をしない」旨が記載されている場合であって、当該記載の理由が天災地変等、新規上場申請に係るETN信託受益証券の発行者の責めに帰すべからざる事由によるものである場合</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>同号dに規定する財務諸表等に監査報告書が添付されていない場合であって、当該監査報告書に代わる書面をもって同号dの審査に準じた審査が可能であると当取引所が認めるとき</u></p> <p>(4) (略)</p>	<p>2 <u>規程第945条第1項第1号dに規定する施行規則で定める場合とは、次の各号に掲げる場合をいう。</u></p> <p>(1) <u>監査報告書(最近1年間に終了する事業年度又は連結会計年度の財務諸表等に添付されるものを除く。次号において同じ。)において、公認会計士等の「意見の表明をしない」旨が記載されている場合であって、当該記載の理由が天災地変等、新規上場申請に係るETN信託受益証券の発行者の責めに帰すべからざる事由によるものである場合</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(3) (略)</p>
<p>4 <u>規程第945条第1項第1号eに規定する施</u></p>	<p>3 <u>規程第945条第1項第1号eに規定する施</u></p>

行規則で定める場合とは、次の各号に掲げる場合をいう。

(1) 監査報告書（直前事業年度及び直前連結会計年度の財務諸表等に添付されるものを除く。以下この項において同じ。）又は中間監査報告書（四半期財務諸表提出会社又は四半期連結財務諸表提出会社である場合にあっては、四半期レビュー報告書。以下この項において同じ。）において、継続企業の前提に関する事項を除外事項若しくは理由として、公認会計士等の「無限定適正意見」又は「無限定の結論」が記載されていない場合及び監査報告書又は中間監査報告書において、比較情報についての事項のみを理由として、公認会計士等の「限定付適正意見」又は「除外事項を付した限定付結論」が記載されている場合

(2) 同号eに規定する財務諸表等又は中間財務諸表等に監査報告書又は中間監査報告書が添付されていない場合であって、当該監査報告書又は中間監査報告書に代わる書面をもって同号eの審査に準じた審査が可能である

行規則で定める場合とは、監査報告書（直前事業年度及び直前連結会計年度の財務諸表等に添付されるものを除く。）又は中間監査報告書（四半期財務諸表提出会社又は四半期連結財務諸表提出会社である場合にあっては、四半期レビュー報告書）において、継続企業の前提に関する事項を除外事項若しくは理由として、公認会計士等の「無限定適正意見」又は「無限定の結論」が記載されていない場合及び監査報告書又は中間監査報告書（四半期財務諸表提出会社又は四半期連結財務諸表提出会社である場合にあっては、四半期レビュー報告書）において、比較情報についての事項のみを理由として、公認会計士等の「限定付適正意見」又は「除外事項を付した限定付結論」が記載されている場合をいう。

(新設)

(新設)

<u>と当取引所が認めるとき</u>	
<u>(3) その他当取引所が適当と認める場合</u>	(新設)
<u>5</u> (略)	<u>4</u> (略)
<u>6</u> (略)	<u>5</u> (略)
<u>7</u> (略)	<u>6</u> (略)
<u>8</u> (略)	<u>7</u> (略)
付 則	
この改正規定は、令和元年12月13日から施行する。	